

添付書類三

高浜発電所 4 号炉

施設管理方針書

令和 5 年 4 月

関西電力株式会社

高浜発電所4号炉の延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての施設管理方針（以下、「施設管理方針」という。）については、下記表の通りとする。

No.	施設管理方針	実施時期 ^{※1}
1	原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第6回監視試験の実施計画を策定する。	中長期
2	原子炉容器等の疲労割れについては、実績過渡回数の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	長期
3	ステンレス鋼配管溶接部の施工条件に起因する内面からの粒界割れについて、2020年8月に確認された「大飯発電所3号炉加圧器スプレイ配管溶接部における有意な指示」を踏まえて実施する知見拡充結果に基づき、第26保全サイクルまで継続して実施する類似性の高い箇所に対する検査の結果も踏まえて、第27保全サイクル以降の検査対象および頻度を検討し、供用期間中検査計画に反映を行う。	中長期
4	蒸気発生器については、取替計画に基づき取替を実施する。	中長期

※1：実施時期における、短期とは2025年6月5日からの5年間、中長期とは2025年6月5日からの10年間、長期とは2025年6月5日からの20年間をいう。